

専決処分について

次の事項について、令和6年3月31日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年5月17日提出

春日市長 井 上 澄 和

春日市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、税負担の調整措置の延長、税額の据置措置等に関し、春日市都市計画税条例(昭和60年条例第9号)の一部を改正する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、春日市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

春日市長 井 上 澄 和

春日市都市計画税条例の一部を改正する条例

春日市都市計画税条例(昭和60年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第3条を削る。

附則第4条(見出しを含む。)中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条を附則第3条とする。

附則第5条(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条を附則第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

第5条 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6条(見出しを含む。)中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第8条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第9条及び第10条中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第11条及び第12条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第16条中「附則第8条、第9条」を「附則第9条」に改める。

附則第17条中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第18条中「令和3年法律第7号」を「令和6年法律第4号」に、「附則第14条」を

「附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の春日市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。